

行財政改革で早急に取り組む事項として

町長をはじめとする

特別職に係る人件費の削減を

12月議会に提案

本町では現在、行財政改革についての検討を進めていますが、早急に取り組む事項として、まず特別職の給料減額案を今年12月の定例町議会に提案することにしています。

12月の定例議会に提案される特別職の給料減額案は、
1、『町長の給料月額を20%減額』、
2、『助役の給料月額を15%減額』、
3、『収入役の給料月額を15%減額』、
4、『教育長の給料月額を15%減額』

この特別職の給料月額減額のほかに、役場の課長職等に支給されている『管理職手当』についても、平成17年1月1日から手当のおおむね20%を減額することとしています。

また、減額の期間は、町長が平成17年1月1日から平成17年12月20日（町長の残任期間）まで、助役・収入役・教育長が、平成17年1月1日から平成18年3月31日（助役と収入役の残任期間）までとなっています。

この給料月額の減額率については、町長の諮問機関として、今年9月に設置された『大崎町行政改革調査専門委員会』（原口博光会長、ほか13名の市民からなる委員で構成）に対して、9月に町長が諮問し、11月に委員会から答申された率にもとづくもので

す。この給料月額の減額率については、町長の諮問機関として、今年9月に設置された『大崎町行政改革調査専門委員会』（原口博光会長、ほか13名の市民からなる委員で構成）に対して、9月に町長が諮問し、11月に委員会から答申された率にもとづくもので

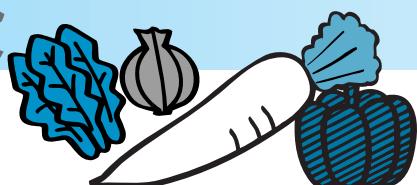
す。

問い合わせ先
大崎町役場 総務課
行財政改革担当
TEL 76-11111

（内線280・281）

□ 三文字地区商店街拠点施設

ネーミング募集



大崎町商工会では、空き店舗対策事業の一環として、三文字地区に新たに、“新鮮とれたて野菜の販売や休憩所を兼ね備えた店”を2月上旬にオープン（予定）します。

そこで、この店にふさわしい店名を募集します。なお、採用作品には記念品を差し上げます。

応募方法

官製ハガキに店名・氏名・住所・年齢・電話番号を明記の上、大崎町商工会へご応募ください。

応募締切日

平成16年12月24日（金）

【問い合わせ・応募先】

〒899-7305
大崎町仮宿 1032 大崎町商工会
TEL 76-0136



大崎小学校前の店舗予定地